

寒川町地域生活支援事業実施規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(趣旨) 第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項、<u>同条第3項</u>及び第77条の2第2項に規定する地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (実施事業) 第2条 (略) 2 町長は、法 <u>第77条第3項</u> の事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(3) (略) 3・4 (略)	(趣旨) 第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項、<u>同条第5項</u>及び第77条の2第2項に規定する地域生活支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (実施事業) 第2条 (略) 2 町長は、法 <u>第77条第5項</u> の事業として、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)～(3) (略) 3・4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。